

○八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱

(平成28年3月3日告示第2号)

改正 平成29年7月20日告示第15号 令和2年3月13日告示第11号
令和3年3月24日告示第15号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の補装具費の支給の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入又は修理(以下「購入等」という。)に要する費用(以下「購入費等」という。)の一部を予算の範囲において助成する事により、言語の取得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱により助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する18歳未満の者
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象でない者
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の知事の指定する医師から判断されている者
- (4) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の助成金の交付申請を行う月の属する年度(4月から6月にあつては前年度)における町民税所得割額が46万円未満の者
- (5) この要綱により助成を受けようとする補聴器の購入等について、法令の規定による助成を受けられない者

(対象補聴器)

第3条 助成の対象となる購入費等の購入基準又は修理基準は、別表第1又は別表第2のとおりとする。

- 2 助成の対象となる購入等は、装用効果の高い順の耳への片側装用の用に供する購入費等を原則とする。ただし、教育及び生活上特に必要と認められた場合は、この限りでない。
- 3 補聴器の購入に係る経費については、別表第1に定める耐用年数を経過した後でなければ、原則として助成しないものとする。ただし、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損し、新たに補聴器を購入することが必要と認められる場合は、別表1に定める耐用年数の経過前であっても、購入する経費に対して助成を行うことができるものとする。

(助成金の算定基準額)

第4条 補聴器の購入に係る助成金の算定基礎額は、別表第1に定める基準価格の100分の106に相当する額と補聴器の購入に要した経費とを比較して少ない方の額とする。

- 2 補聴器の修理に係る助成金の算定基礎額は、別表第2に定める基準価格の100分の106に相当する額と補聴器の修理に要した経費とを比較して少ない方の額とする。

(助成金)

第5条 助成金は、助成対象者が町民税課税世帯に属する場合は、算定基礎額の3分の2に相当する額とし、助成対象者が生活保護受給世帯及び町民税非課税世帯に属する場合は、算定基礎額に相当する額とする。

2 助成金に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
(申請)

第6条 助成金の交付を希望する助成対象者の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する者をいう。)(以下「申請者」という。)は、八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金(購入・修理)交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 身体障害者福祉法第15条第1項の知事の指定する医師が作成した八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業意見書(様式第2号)ただし、この事業の助成により購入した補聴器の修理については省略することができる。

(2) 前号の意見書に基づき、補聴器販売業者(八重瀬町から補装具費の代理受領に係る業者の登録を受けているものに限る。以下「業者」という。)が作成した購入費等に係る見積書

(3) その他町長が必要と認める書類

(助成の決定)

第7条 町長は前条の規定による申請を受理し、購入費等を助成することを決定したときは、申請者に八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により通知し、及び八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付券(様式第4号。以下「交付券」という。)を交付するとともに、業者に八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定のお知らせ(様式第5号)により、通知するものとする。

2 町長は前条の規定による申請を受理し、購入費等を助成しないことを決定したときは八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付却下通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補聴器購入等)

第8条 前条第1項の規定により助成決定を受けた申請者は、速やかに同項の交付決定通知書に記載された業者から補聴器の購入等を行うものとする。

2 申請者は、助成の決定に係る購入等を行うときは、業者に必要事項を記入した八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付請求書兼委任状(様式第7号。以下「請求書兼委任状」という。)及び交付券を提出するとともに、当該購入費等から第5条に規定する助成金を控除した額を業者に交付しなければならない。

(費用の請求)

第9条 業者は、請求書兼委任状に交付券を添付のうえ、第5条に規定する助成金を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求額を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付している助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 助成対象者、申請者又は業者が虚偽又は不正な手段によりこの要綱による助成を受けたとき。

(2) 助成対象者、申請者又は業者が補聴器を目的に反して利用し、譲渡、貸与し、又は担保に供したとき。

(3) その他補聴器購入費等助成金の決定が不適当と町長が認めるとき

(台帳の整備)

第11条 町長は、この要綱による助成の状況を明らかにするために、八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付台帳(様式第8号)を整備するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月20日告示第15号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月13日告示第11号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の第4条の規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則(令和3年3月24日告示第15号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第2(第4条関係)

修理基準

修理部位	基準価格 (円)	備考
耳あな型シェル交換(レディメイド)	6,300	
耳あな型シェル交換(オーダーメイド)	26,400	
耳あな型スイッチ交換	3,150	
耳あな型テレホンコイル交換(レディメイド)	8,400	
耳あな型テレホンコイル交換(オーダーメイド)	12,700	
耳あな型極板交換	1,050	
耳あな型ボリューム交換(レディメイド)	8,400	
耳あな型ボリューム交換(オーダーメイド)	11,600	
耳あな型マイクロホン交換(レディメイド)	13,500	
耳あな型マイクロホン交換(オーダーメイド)	15,950	
耳あな型レシーバー交換(レディメイド)	14,200	
耳あな型レシーバー交換(オーダーメイド)	20,000	
耳あな型抵抗交換(レディメイド)	2,100	
耳あな型抵抗交換(オーダーメイド)	8,900	
耳あな型コンデンサ交換(レディメイド)	2,100	
耳あな型コンデンサ交換(オーダーメイド)	8,900	
耳あな型電池ホルダー交換(レディメイド)	1,050	
耳あな型電池ホルダー交換オーダーメイド)	1,550	
耳あな型トリマー交換(レディメイド)	6,300	
耳あな型トリマー交換(オーダーメイド)	9,500	
耳あな型サスペンション交換	890	
耳あな型アンプ組立交換(レディメイド)	31,700	

耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド)	42,200	
耳かけ型ケース組立交換	3,750	
耳かけ型スイッチ交換	4,500	
耳あな型テレホンコイル交換	2,550	
耳かけ型極板交換	1,470	
耳かけ型ボリューム交換	6,450	
耳かけ型マイクロホン交換	11,810	
耳かけ型レシーバー交換	12,120	
耳かけ型トリマー交換	1,900	
耳かけ型フック交換	620	
耳かけ型電池ホルダー交換	1,000	
耳かけ型耳栓組立交換	600	
耳かけ型サスペンション交換	640	
耳かけ型アンプ組立交換	29,880	
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150	
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300	
重度難聴用イヤホン交換	5,490	
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000	
重度難聴用コード交換	1,800	
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	40,400	
眼鏡型ケース組立交換	9,400	
眼鏡型スイッチ交換	3,450	
眼鏡型テレホンコイル交換	3,300	
眼鏡型極板交換	1,400	
眼鏡型ボリューム交換	4,580	
眼鏡型マイクロホン交換	13,900	
眼鏡型骨導子交換	16,400	
眼鏡型アンプ組立交換	23,100	
眼鏡型アンプ交換(送信用)	35,200	
眼鏡型アンプ交換(受信用)	54,700	
眼鏡型ブラנק(空つる)交換	4,350	
眼鏡型テンプル(補助つる交換	3,100	
眼鏡型フロント(前枠)交換	9,500	
眼鏡型平面レンズ交換	3,600	
ポケット型ケース組立交換	5,400	
ポケット型クリップ交換	1,200	
ポケット型スイッチ交換	3,500	
ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
ポケット型極板交換	1,350	
ポケット型ボリューム交換	4,580	
ポケット型マイクロホン交換	5,400	
骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500	
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150	
ダンパー入り耳かけ型フック交換	960	

FM型受信機交換	80,000	
FM型操作用基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの
FM型ワイヤレスマイク交換(充電機を含む)	98,000	
FM型トリマー基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの
FM型アンプ組立交換(受信用)	48,000	旧周波数帯用のもの
FM型受信回路組立交換	46,000	
FM型アンテナ交換	5,000	旧周波数帯用のもの
FM型水晶振動子交換	6,000	旧周波数帯用のもの
FM型ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000	旧周波数帯用のもの
FM型ワイヤレスマイクID基板組立交換	14,000	旧周波数帯用のもの
FM型受信機ケース(端子)交換	5,000	
FM型受信機スイッチ交換	4,000	
FM型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	
FM型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000	
FM型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	
FM型用ワイヤレスマイク充電機交換	5,000	
FM型用ワイヤレスマイク充電機ACアダプタ交換	3,500	
FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	
イヤモールド交換	9,000	
コンセント交換	830	
IC回路交換	4,550	
イヤホン交換	3,170	
コード交換	680	
トランジスター又はダイオード交換	2,050	
抵抗器交換	2,050	
コンデンサ交換	2,050	
トランス交換	1,900	
オーディオチューニング交換	5,000	

別表第1(第4条関係)
購入基準

補聴器の種類	1台当たりの 基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用 年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200	①補聴器本体(電池を含む。) ②イヤモールド ※イヤモールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	原則として5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900		
高度難聴用ポケット型	43,200		
高度難聴用耳かけ型	52,900		
重度難聴用ポケット型	64,800		
重度難聴用耳かけ型	76,300		
耳あな型(レディメイド)	96,000		
耳あな型(オーダーメイド)	137,000	補聴器本体(電池を含む。)	
骨導式ポケット型	70,100	①補聴器本体(電池を含む。) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200	①補聴器本体(電池を含む。)	

		②平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。
FM型補聴器の場合は、基準額に右欄のものを追加できる。	①FM型受信機 80,000円 ②ワイヤレスマイク 98,000円 ③オーディオチュー 5,000円 ※ワイヤレスマイクは1台のみ	

様式第8(第11条関係)
八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付台帳
[別紙参照]

様式第7(第8条関係)
八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付請求書兼委任状
[別紙参照]

様式第6(第7条関係)
八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付却下通知書
[別紙参照]

様式第5(第7条関係)
八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定のお知らせ
[別紙参照]

様式第4(第7条関係)
八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付券
[別紙参照]

様式第3(第7条関係)
八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第2(第6条関係)
八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業意見書
[別紙参照]

様式第1(第6条関係)
八重瀬町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金（購入・修理）交付申請書
[別紙参照]